

令和4年第2回東大和市議会定例会会議録第7号

令和4年6月1日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	田村美砂君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	吉沢寿子君
健幸いきいき部	川口荘一君	まちづくり部長	田辺康弘君
教育部長	小俣学君	秘書広報課長	五十嵐孝雄君
財政課長	鈴木俊也君	総務管財課長	宮田智雄君
職員課長	岩本尚史君	課税課長	星野宏徳君
産業振興課長	佐伯芳幸君	地域振興課長	石川正憲君
子育て支援課長	新海隆弘君	保育課長	関田孝志君

福祉推進課長 山田茂人君  
介護保険課長 里見拓美君  
健康推進課長 志村明子君  
下水道課長 廣瀬裕君  
青少年課長 石川博隆君

障害福祉課長 大法努君  
保険年金課長 岩野秀夫君  
新型コロナウイルス感染症  
対策担当課長 中山仁君  
教育総務課長 斎藤謙二郎君  
生涯学習課長 高田匡章君

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
  - (1) 市長報告
  - (2) 議長報告
- 第 4 第 3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について
- 第 5 第 4号報告 令和3年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 第 5号報告 令和3年度東大和市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 7 第 1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 第 2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 第 3 1号議案 専決処分の承認について
- 第 10 第 3 2号議案 専決処分の承認について
- 第 11 第 3 3号議案 専決処分の承認について
- 第 12 第 3 4号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 第 3 5号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第2号）
- 第 14 第 3 6号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 15 第 3 7号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 16 陳情の付託

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1から第16まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、令和4年第2回東大和市議会定例会を開会いたします。

---

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る5月27日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず初めに、定例会の会期であります、本日6月1日から6月16日までの16日間といたします。

会議録署名議員は、7番 上林真佐恵議員及び22番 中野志乃夫議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、議事運営を休憩し、休憩中に土地開発公社評議員会を開催いたします。

再開後、第3号から第5号報告、第1号諮問、第2号諮問、第31号議案から第37号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

2日、3日、6日から8日の5日間は一般質問となります。

9日、木曜日から15日、水曜日までは休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

10日、午前9時半から総務委員会を、13日、午前9時半から厚生文教委員会を、14日、午前9時半から建設環境委員会を、10日及び14日の午後1時半から議会運営委員会をそれぞれ開催いたします。

16日、最終日は、追加議案審議、常任委員会等審査報告、議員提出議案審議、閉会中審査分の請願及び陳情の付託、継続審査議決、議員派遣議決の後、閉会となります。

議員提出議案の受付締切りは8日の正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受付締切りは13日、正午となります。

今定例会での一般質問通告者は18名です。

5月26日、正午までに受理し、委員会に審査を付託することとなった陳情は3件であります。

以上が、今定例会の日程等について、議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

次に、本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策は、令和4年第2回定例会につきましても、3密を避けるべく、換気対策として、本会議中は、傍聴席の北西側の扉及び議長席裏側の扉を常時開放しておくこととします。

なお、休憩時間は、おおむね60分ごとに10分間とします。

また、出席者についてですが、説明員につきましては、一般質問についてのみ、3密を避けるため、答弁の予定がない部長職は退席できることとし、感染防止対策をとることといたします。

議員につきましては、定例会初日及び最終日の議案等審議においては、採決がございますことから、マスクを必ず着用し、全議員が出席することとし、一般質問についてのみ、3密を避けるため、定足数11名以上を満たすように、各党派等で調整を行うことで、退席できるものといたします。

また、演壇及び議員席、並びに説明員席に飛沫感染防止パネルを引き続き設置してまいります。  
本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、今申し上げましたとおりでございます。  
皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

[議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇]

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

7番 上 林 真佐恵 議員

22番 中 野 志乃夫 議員

を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月1日から6月16日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席等、特に市長会関係の主な議事について申し上げます。

資料を配付いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、2月16日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の東京都後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。令和4年1月14日開催の後期高齢者医療広域連合協議会における審議結果について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。

次に、議事2の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。大会の成果をスポーツ振興に生かす姿勢を「TOKYOスポーツレガシービジョン」としてまとめたことなどについて、東京都から報告がありました。

次に、議事3の東京都パートナーシップ宣誓制度（素案）についてであります。性的マイノリティーの方が暮らしやすい環境づくりなどを図る制度を創設することについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の新型コロナウイルスワクチンの追加接種等についてであります。ワクチンの3回目接種の実施や、小児へのワクチン接種について、東京都から説明がありました。

次に、議事5の高校生等医療費助成事業補助についてであります。子育て支援施策の充実を図るため、高校生相当年齢に係る医療費助成制度を開始することについて、東京都から説明がありました。

次に、議事6の令和4年度東京都予算案の概要についてであります。令和4年度予算案の概要について、東京都から説明がありました。

その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、同日、東京都市長会政策調査特別部会が開催され、市長会事務局から、令和3年度の取組の報告と、令和4年度の取組方針の説明があり、これを承認、決定しました。

次に、2月25日に東京都市長会の臨時役員会が開催され、欠員が生じたことに伴う役員の選考方法等について、市長会事務局から提案があり、これを承認、決定しました。

次に、同日、東京都市長会議が開催されました。

議事1の赤十字活動並びに活動資金募集へのご協力をお願いについてであります。各市が行う募金活動等を通じた活動資金の募集について、日本赤十字社から協力依頼がありました。

次に、議事8の役員選考についてであります。渋谷前清瀬市長の急逝に伴い、空席となった監事の職について審議した結果、石森八王子市長が就任することとなりました。

その他の議事につきましては、2月16日開催の東京都市長会役員会及び政策調査特別部会における審議と同様であります。

次に、4月15日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の高校生等医療費助成事業補助についてであります。東京都市長会からの意見を踏まえ、修正の上、公表した新たな事業の実施案について、東京都から説明がありました。

次に、議事2の新型コロナウイルスワクチンの追加接種等についてであります。東京都における新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について、東京都から報告がありました。

次に、議事3のゼロエミッション東京の実現に向けた都の取組と区市町村への支援拡充についてであります。2030年までに温室効果ガス排出量50%削減を目指す「カーボンハーフ」の実現に向けた取組について、東京都から説明がありました。

次に、議事4の普通交付税に係る対応についてであります。東京都の対応を起因として生じた普通交付税の算定誤りについて、東京都から謝罪とともに是正措置の説明がありました。

次に、議事5の多摩島しょ地域への移住・定住促進に向けた取組についてであります。きめ細かな相談等を目的とした窓口の設置概要や取組体制等について、東京都から説明がありました。

次に、議事7の全国市長会要望事項（令和5年度要望）の提出についてであります。前年度に比べ6件多い142件の項目を要望することなどの説明が市長会事務局からあり、これを決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、4月21日に東京都市長会議が開催されました。

議事1の危険度分布の改善とホットライン、ワークショップについてであります。大雨時の土砂災害等の

危険度を確認できる気象庁のシステムにおいて、警戒レベルを視覚的に訴える配色を見直したことなどについて、東京管区気象台から説明がありました。

次に、議事4のウクライナから避難された方々への支援策についてであります。避難民の受入れに係る東京都並びに国や日本財団による支援策について、東京都から報告がありました。

その他の議事につきましては、4月15日開催の東京都市長会役員会における審議と同様であります。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（佐竹康彦君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 関田正民君 登壇〕

○議長（関田正民君） 令和4年第1回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

初めに、4月18日に東京都市議会議長会理事会及び臨時総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、令和4年2月16日以降の会務報告が了承され、令和3年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について、承認されました。

次に、4月27日に関東市議会議長会定期総会が千葉県千葉市にあります東京ベイ幕張ホールで開催されました。

会務報告のほか、慶弔規程に基づく支出報告、議長の異動及び地方行政委員会をはじめとした各委員会の活動状況などの諸報告が行われました。

また、会長提出議案として、令和3年度関東市議会議長会歳入歳出決算を原案どおり認定し、令和4年度同議長会歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

次に、都県提出議案については、関東市議会議長会として4件を全国市議会議長会定期総会へ提出することに決定いたしました。

配付いたしました報告資料を御覧願います。まず正議案3件についてであります。議案第1号として神奈川県議会議長会から提出された、民生委員・児童委員の担い手不足の解消に向けた制度の改正及び委員活動費の見直しについて、議案第2号は千葉県市議会議長会から提出された、出産育児一時金の増額について、議案第3号は茨城県市議会議長会から提出された、新型コロナウイルスワクチン接種とPCR検査の推進及び地域経済支援の拡充についてとし、議案第4号は東京都市議会議長会から提出した、放課後等デイサービス事業所の報酬改定について広く事業者からの要望を踏まえて検討するよう求める意見書を予備議案とすることにな

りました。

次に、5月20日に令和4年度東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会が、東京自治会館で開催されました。議事では、令和3年度の経過報告の後、令和3年度歳入歳出決算について報告どおり認定し、令和4年度歳入歳出予算（案）について、原案どおり可決いたしました。

次に、5月27日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。議事では、令和4年4月19日以降の会務報告のほか、令和4年度東京都市議会議長会研修計画及び事業計画について、原案どおり可決いたしました。

次に、同日、5月27日に東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会第1回臨時会が東京自治会館で開催されました。

議事では、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会の役員選挙等が行われ、組合議会議長には東久留米市議会議長、同副議長には日の出町議会議長が就任し、同監査委員には青ヶ島村議会議長の選任につきまして同意いたしました。

次に、同日、5月27日に三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事会及び総会が、書面により開催されました。

議事では、令和3年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算について報告どおり認定し、令和4年度同歳入歳出予算（案）について、原案どおり可決いたしました。その他、役員を選任、総会決議（案）について、それぞれ原案どおり可決いたしました。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（佐竹康彦君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 関田正民君 降壇〕

○副議長（佐竹康彦君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（関田正民君） 以上で諸報告を終了いたします。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前 9時48分 休憩

---

午前10時19分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第4 第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（関田正民君） 日程第4 第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） こんにちは。

ただいま議題となりました第3号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして、御報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

御報告申し上げます事項は、令和3年度東大和市土地開発公社事業報告並びに決算であります。

初めに、令和3年度東大和市土地開発公社事業報告であります。

まず公共用地取得事業であります。東大和市からの依頼によりまして、2件の取得事業を行っております。1件目は、立川都市計画道路3・4・17号桜街道線用地先行取得事業であります。取得面積は457.23平方メートル、取得金額は1億3,208万8,726円です。2件目は、市道第2号線角切用地先行取得事業であります。取得面積は13.39平方メートル、取得金額は299万7,965円です。

次に、公共用地売却事業であります。東大和市からの依頼によりまして、1件の売却事業を行っております。事業名は、立川都市計画道路3・4・17号桜街道線用地売却事業です。売却面積は102.13平方メートル、売却金額は2,576万7,537円です。

続きまして、令和3年度東大和市土地開発公社決算です。

まず、収入であります。事業収入といたしまして、土地売却収入が2,576万7,537円です。

次に、借入金といたしまして、1億1,000万円です。こちらは、公共用地取得事業に伴う借入金です。

次に、事業外収入といたしまして、利息収入が5,324円です。こちらは、定期預金及び普通預金の利息です。

収入は以上でありまして、収入済額の合計は1億3,577万2,861円です。

次に、支出であります。まず、事業費といたしまして、土地取得費は1億2,763万4,835円で、物件移転補償費が3,008万1,832円です。

次に、管理費といたしまして、一般管理費が7万6,540円です。主なものは、法人市民税及び法人住民税です。

また、事業管理費が6万4,190円でありまして、こちらは公共用地取得事業に伴う印紙代及び振込手数料です。

最後に、予備費につきましては、支出がございませんでした。

支出は以上でありまして、支出済額の合計は1億5,785万7,397円です。

その他、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしく御報告申し上げます。



[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第3号報告を終了いたします。

---

#### 日程第5 第4号報告 令和3年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（関田正民君） 日程第5 第4号報告 令和3年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第4号報告 令和3年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、内容の御説明を申し上げます。

令和3年度東大和市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げるものであります。

令和3年度から令和4年度に繰り越しました予算は、新型コロナウイルス感染症対策事業及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業並びに子育て世帯への臨時特別給付金事業など全18事業で、令和3年度東大和市一般会計補正予算（第9号）及び（第10号）において繰越明許費を設定したものであります。

それでは、繰越しの内容につきまして御説明を申し上げます。

1件目は、第2款総務費、第1項総務管理費の基幹系システム等修正委託で、翌年度繰越額は3,256万円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金143万円、その他1,556万5,000円、一般財源1,556万5,000円であります。

2件目は、第2款総務費、第1項総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策事業（電算管理費）で、翌年度繰越額は1,962万3,000円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金1,336万7,000円、一般財源625万6,000円であります。

3件目は、第2款総務費、第1項総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策事業（文化振興費）で、翌年度繰越額は839万4,000円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金571万8,000円、一般財源267万6,000円であります。

4件目は、第2款総務費、第2項徴税費の新型コロナウイルス感染症対策事業（税務総務費）で、翌年度繰越額は371万1,000円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金252万8,000円、一般財源118万3,000円であります。

5件目は、第3款民生費、第1項社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で、翌年度繰越額は3億3,514万9,911円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金3億3,514万8,000円、一般財源1,911円あります。

6件目は、第3款民生費、第1項社会福祉費の新型コロナウイルスワクチン接種用タクシー券配布事業で、翌年度繰越額は955万3,978円、繰越しに必要な財源は、一般財源955万3,978円であります。

7件目は、第3款民生費、第2項児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付金事業で、翌年度繰越額は8,533万6,765円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金8,533万2,000円、一般財源4,765円であります。

8件目は、第3款民生費、第2項児童福祉費の新型コロナウイルス感染症対策事業（子育て支援費）で、翌年度繰越額は528万4,000円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金359万9,000円、一般財源168万5,000円であります。

9件目は、第3款民生費、第2項児童福祉費の新型コロナウイルス感染症対策事業（児童館費）で、翌年度繰越額は223万3,000円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金152万1,000円、一般財源71万2,000円であります。

10件目は、第7款、第1項商工費の新型コロナウイルス感染症対策事業（商工振興費）で、翌年度繰越額は9,000万円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金6,130万6,000円、一般財源2,869万4,000円であります。

11件目は、第8款土木費、第3項都市計画費の都市計画道路3・4・17号線用地買収事業で、翌年度繰越額は1億4,652万3,000円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金4,950万円、市債5,820万円、一般財源3,882万3,000円であります。

12件目は、第9款消防費、第1項消防費の新型コロナウイルス感染症対策事業（災害対策費）で、翌年度繰越額は792万8,000円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金540万円、一般財源252万8,000円であります。

13件目は、第10款教育費、第2項小学校費の新型コロナウイルス感染症対策事業（学校管理費）で、翌年度繰越額は530万円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金265万円、一般財源265万円であります。

14件目は、第10款教育費、第3項中学校費の新型コロナウイルス感染症対策事業（学校管理費）で、翌年度繰越額は255万円。繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金127万5,000円、一般財源127万5,000円であります。

15件目は、第10款教育費、第4項社会教育費の新型コロナウイルス感染症対策事業（公民館費）で、翌年度繰越額は2,944万2,000円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金2,005万5,000円、一般財源938万7,000円であります。

16件目は、第10款教育費、第4項社会教育費の新型コロナウイルス感染症対策事業（図書館費）で、翌年度繰越額は318万8,000円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金217万1,000円、一般財源101万7,000円であります。

17件目は、第10款教育費、第4項社会教育費の新型コロナウイルス感染症対策事業（郷土博物館費）で、翌年度繰越額は481万2,000円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金327万8,000円、一般財源153万4,000円であります。

18件目は、第10款教育費、第5項保健体育費の新型コロナウイルス感染症対策事業（体育施設費）で、翌年度繰越額は685万8,000円、繰越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金467万1,000円、一般財源218

万7,000円であります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第4号報告を終了いたします。

---

#### 日程第6 第5号報告 令和3年度東大和市下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（関田正民君） 日程第6 第5号報告 令和3年度東大和市下水道事業会計予算繰越計算書について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第5号報告 令和3年度東大和市下水道事業会計予算繰越計算書につきまして、内容の御説明を申し上げます。

令和3年度東大和市下水道事業会計予算に定めた建設又は改良に要する経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告申し上げるものであります。

令和3年度から令和4年度に繰り越しました予算は、公共下水道管渠工事の1事業であります。

令和3年度当初予算において計画したものであります。汚水管渠布設工事に当たり、水道管の支障移設が必要となり、年度内の工事完了が困難となったことによるものであります。

それでは、繰越しの内容につきまして御説明申し上げます。

資本的支出予算、第1款資本的支出、第1項建設改良費の公共下水道管渠工事で、翌年度繰越額は803万円、繰越しに必要な財源は、企業債803万円であります。

説明は以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第5号報告を終了いたします。

---

#### 日程第7 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（関田正民君） 日程第7 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、  
本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求め  
ることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の意  
見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします眞崎一郎氏は、平成22年以来、4期12年にわたり、人権擁護委員として御活躍  
をさせていただいておりますが、令和4年9月30日をもって任期満了となります。

眞崎氏は、東大和市防犯協会及び東大和地区防犯協会において会長を歴任し、現在は東大和地区防犯協会の  
相談役を務めるとともに、青少年の非行防止や覚醒剤等の薬物乱用防止にも御尽力いただいております。

また、人望も厚く、人柄も温厚でありますことから、今までの経験を生かし、引き続き人権擁護委員として  
推薦いたしたいと考えております。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、眞崎一郎氏を適任と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として眞崎一郎氏を適任と決し  
ます。

日程第8 第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（関田正民君） 日程第8 第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

御提案いたしました並木俊則氏は、現在、東大和市少年軟式野球連盟の事務局長や東大和市陸上競技協会理事として活躍中であり、これまでも東大和市消防団員を務めるなど幅広く地域で活躍されております。

また、人望も厚く、人柄も温厚で人権擁護委員にふさわしい方であることから、候補者として新たに推薦いたしたいと考えております。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、並木俊則氏を適任と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として並木俊則氏を適任と決めます。

---

日程第9 第31号議案 専決処分の承認について

○議長（関田正民君） 日程第9 第31号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第31号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市税条例の一部を改正する条例であります。

本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、同年4月1日から施行されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日に専決処分をさせていただきました。このため本議会において、同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めるものであります。

今回の条例の主な改正点は、2点ございます。

1点目は、固定資産税における商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、令和4年度に限り軽減するための規定の整備を行うものであります。

2点目は、固定資産税における地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」に関し、地方税法の改正に伴い生じた条項ずれにつきまして、条例の規定の整備を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第59条の2の改正は、固定資産課税台帳の閲覧につきまして、住所が明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、一定の措置を講じた上で閲覧に供することが地方税法において規定されたことに伴い、条例において規定の整備を行うものであります。

第59条の2の2の改正は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付につきまして、前条と同様に一定の措置を講じた上で交付することが地方税法において規定されたことに伴い、条例において規定の整備を行うものであります。

付則第10条の2の改正は、固定資産税における地域決定型地方税制特例措置につきまして、地方税法の改正に伴い、引用する条項ずれの整理等を行うものであります。

付則第12条の改正は、固定資産税における商業地等に係る課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り、5%から2.5%へと軽減するための規定の整備を行うものであります。

付則第18条の8から付則第18条の11までの改正は、都市計画税における地域決定型地方税制特例措置につきまして、地方税法の改正に伴い、引用する条項ずれの整理を行うものであります。

付則第19条の改正は、都市計画税における商業地等に係る課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り、5%から2.5%へと軽減するための規定の整備を行うものであります。

最後に附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

附則第2条は、固定資産税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の固定資産税の規定の適用区分を定めるものであります。

附則第3条は、都市計画税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の都市計画税の規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

○5番（森田真一君） お伺いします。

この専決処分がですね、今年の3月に一部改正された地方税法等の改正法の成立に伴って行われ、市税条例の一部を改正するというで行われたものなわけですけども、今回の改正によって当市で影響を受ける住宅地、商業地での各対象件数と、それから課税額の増加の見込みが分かれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、あと今回の地方税法の一部改正は、新型コロナ対策として令和3年度に行われた固定資産税等の軽減措置が原則なくなるということなわけですけども、今定例会では住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給など、一連の新型コロナ対策も引き続き提案されていると、こういう状況かと思うんですが、令和4年度は令和3年度よりも、市民の経済状況が改善されるという、見込まれる根拠があるのかどうかということについてもお伺いしたいと思います。

○課税課長（星野宏徳君） 2点ほど御質疑いただきました。

まず1点目でございます。本改正により、影響を受ける住宅地、商業地での対象件数と課税額の増加の見込みでございます。固定資産税、都市計画税は、3年に一度の評価替えによりまして、税負担が大幅に増加する場合は、激変緩和措置として、昨年度の課税標準額に、今年度の評価額の5%を乗じた額を加えたものに、税率を乗じたものが税額となっております。

今回の改正につきましては、商業地等について、評価額に乗じる額を5%から2.5%へ減税を図るものがございます。当市に、対象となる商業地につきましては、課税標準額が令和4年度の評価額の60%を超える場合には、60%を課税標準額とする別の規定がございまして、この規定によりまして、5%から2.5%にした場合におきましても、評価額の60%を超えてしまうため影響を受けないこととなります。

次に、2点目の御質疑でございます。令和4年度が令和3年度より、市民の経済状況が改善される見込みの根拠についてでございますが、今回の改正につきましては、地方税法の改正に伴い、条例改正をするものがございます。固定資産税は、市が提供する行政サービスと資産の保有に着目し、応益原則に基づく基幹税でございます。令和3年度の土地に係る税額の据置き措置は、臨時、異例の措置でございます。令和4年度の改正につきましては、商業地等を除き、本来の固定資産税の趣旨にのっとり、持続可能な行財政運営を行うための安定的な財源確保を行うものがございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、支援等が必要な方につきましては、国による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した支援が図られるものと認識しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） すみません、ちょっと今、具体的な数字もできたらお伺いしたいというふうに思ったんですけど、それはまだこれからの試算ということになるんでしょうか。特に住宅地、今ちょっと御答弁なかったかと思うんですけど。

○課税課長（星野宏徳君） 対象件数と課税額につきましては、5%から2.5%に変わったといたしましても、別の規定で、評価額の60%を超える場合には、60%というものがございまして、5%が2.5%になったといたしましても、その60%の上限を当市においては超えてしまうので、税額に影響がないということでございます。以上でございます。

○5番（森田真一君） ごめんなさい、繰り返しになっちゃうんですけど、住宅地のところでは影響はないんですかというふうに伺ったんですけど。

○課税課長（星野宏徳君） 当市において影響がないということでございます。以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 第31号議案 専決処分の承認について、議案に反対の立場で討論いたします。

本議案は、去る3月に一部改正された地方税法等の改正法の成立に伴い、東大和市税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったことについて承認を求めるものです。令和3年度の固定資産税、都市計画税は、新型コロナウイルス対策として、税負担の増加を回避するため、1年限りの特例として令和2年度の税額で据え置かれていました。しかし、今回の地方税法の一部改正により、商業地には激変緩和の観点から、引き続き1年限りの特例として負担調整があるものの、住宅地の据置き特例は終了となります。コロナ禍の下で一層の格差と貧困が広がる中で、地方税についても、生計費非課税の徹底や、所得再配分機能の強化などが求められるものと考えます。したがって、本議案には反対をするものです。

以上です。

〔5番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

この採決は起立により行います。

第31号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。  
よって、本案を承認と決します。



日程第10 第32号議案 専決処分の承認について

○議長（関田正民君） 日程第10 第32号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第32号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日に専決処分をさせていただきました。このため、本議会において、同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めます。

主な改正点といたしましては、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げに伴い、中間所得者層の保険税負担を軽減するため、各所得割額を引き下げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第2条第2項は、基礎課税額の課税限度額の規定であります。 「63万円」を「65万円」に改めるものであります。同条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の規定であります。 「19万円」を「20万円」に改めるものであります。

第3条第1項は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額の規定であります。第2条第2項における課税限度額の改正に伴い、中間所得者層の保険税負担を軽減するため、所得割額算定に用いる、基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率を「100分の7.09」から「100分の7.07」に引き下げるものであります。

第7条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の規定であります。第2条第3項における課税限度額の改正に伴い、中間所得者層の保険税負担を軽減するため、所得割額算定に用いる、基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率を「100分の2.36」から「100分の2.35」に引き下げるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定であります。

第2条第2項及び同条第3項における課税限度額の改正に合わせて「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改めるものであります。

最後に附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

附則第2項は、国民健康保険税に関する経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○7番（上林真佐恵君） 1点、お伺いします。

今回の専決処分、課税限度額の引上げが行われたということですが、影響を受ける所得の階層について具

体的にどの程度の所得の方が対象となるのか。例えば、40代御夫婦でお子さん2人、夫の給与所得のみとした場合で教えてください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 40代御夫婦、子供2人が小学生と仮定いたしまして、世帯の収入が主たる生計維持者の給与収入のみの世帯とした場合ですが、専決処分の内容で限度額に達する所得は、基礎課税額で約760万円、後期高齢者支援金等課税額で約700万円であると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 日本共産党東大和市議団を代表し、第32号議案 専決処分の承認に反対の立場で討論を行います。

専決処分された東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、課税限度額を引き上げることにより、主に中間所得者層の保険税負担を軽減するものという説明ですが、そもそもは今年度に国保税を値上げした上で行われたものです。基礎課税額の所得割は、令和3年度、6.72から今年度7.07に、後期高齢者支援金等課税額の所得割は、令和3年度、2.25から今年度2.35に引き上げられ、値上げになっているというのが実際です。

また、課税限度額の引上げ対象となる世帯は、40代、4人家族でいえば、基礎課税分では所得760万円、後期高齢者支援金分では所得700万円からの世帯であり、決して富裕層とは言えない世帯に、さらなる増税が課せられることとなります。

党市議団は、市が進めている国民健康保険税の6年連続値上げ計画を中止し、引下げを行うことを繰り返し求めてきました。国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国民健康保険が、他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、高齢者や非正規雇用者など所得の低い市民に、特に重い負担を強いる制度となっています。この社会的不公正をますます広げている東大和市の国保税6年連続値上げに改めて強く反対し、討論を終わります。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第32号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。  
よって、本案を承認と決します。

---

日程第11 第33号議案 専決処分の承認について

○議長（関田正民君） 日程第11 第33号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第33号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をいたしましたのは、令和4年度東大和市一般会計補正予算（第1号）であります。

補正予算を編成することとなりました理由であります。4回目となる新型コロナウイルスワクチンの接種に当たり、国の通知に基づき接種券の印刷及び発送準備が必要となったこと。新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等への食料品等の支援に係る予算に不足が見込まれること、並びに高齢者施設や障害者施設におけるPCR検査及び抗原検査の実施に係る費用を補助するため、歳入歳出予算の補正が必要となったことによるものであります。

以上の理由によりまして、今回の補正予算につきましては、それぞれの取組について1日でも早く対応するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年4月25日において、専決処分をさせていただいたものであります。このため、本議会におきまして、同条第3項の規定に基づき御報告し、承認を求めるものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,686万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ330億8,886万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は856万1,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額であります。

第16款の都支出金は1,830万円の増額で、区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金の計上であります。

3ページを御覧ください。

2の歳出であります。

第3款の民生費は1,350万円の増額で、介護保険課及び障害福祉課におけます新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額によるものであります。

第4款の衛生費は1,336万1,000円の増額であります。新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額によるものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 11ページのところですけれども、高齢者施設と障害者施設のPCR検査と抗原検査について、検査は週1回、行われているという理解でいいのか伺います。

また、それぞれ結果が出るまでの程度の日数を要しているのか伺います。

同じくこの11ページで、高齢者施設と障害者施設のPCR検査と抗原検査についてですけれども、それぞれ対象施設が何施設で、実施施設が何施設か伺います。また1月以来の検査の実績について、月ごとに分かれば伺います。

それから、13ページのところで、自宅療養者への食料品等の支援についてですけれども、食料品の配送だけで、年明けで2,000件以上に上っているようすけれども、そうした事業の中で自宅療養者と連絡を取っていることと思われまふ。この事業を通じて、自宅療養者の何割ぐらいの方々と連絡が取られているのか、その中で自宅療養者の状況についてつかんでいる状況、また深刻な状況に立ち至っている状況などあれば、分かったことがあれば教えてください。

○障害福祉課長（大法 努君） 補正予算書、11ページ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策推進事業補助金に係る御質疑、1点目でございますが、市においては検査の頻度について求めてございません。各事業所の判断により、適宜実施をしております。

また、検査の結果に要する日数につきましては、事業者が実施している検査の委託先により異なりますことから把握はしてございません。高齢者施設におきましても、同様の状況でございます。

続きまして、2点目の御質疑、検査の対象施設についてでございますが、令和4年1月から3月までの状況について申し上げます。障害者施設の対象は、59の事業所で、実施施設は11事業所でございます。

次に、月ごとの実績であります。補助金の実績報告に当たっては、令和4年1月1日から3月31日までの間の実施回数をまとめて報告いただいておりますことから、月ごとの実績数に関しては把握はしてございません。

以上でございます。

○介護保険課長（里見拓美君） 2点目の御質疑に関しまして、高齢者施設について申し上げます。

同じく、令和4年1月から3月までの状況になりますが、高齢者施設の対象は68事業所で、実施施設は17事業所でございます。

以上でございます。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 補正予算書13ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございます。自宅療養者の食料支援につきましては、年明けからオミクロン株の流行により、多くの方から支援依頼をいただいております。依頼をいただいた全ての方に対し、困り事などをお聞きしておりますが、早急なパルスオキシメーターの配送の御要望をいただいている以外につきましては、特段、御相談はございませんでした。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

11ページのところで、PCR検査、確かに委託先によって変わる、日数変わるというのはそうだと思うんですけども、私が伺った中では、結果が出るのが5日後だったという話も伺っていて、これではクラスターを防ぐための検査なのに、クラスターを防げないということにもなってしまうということで、これは委託先だけの問題ではなくて、国、それから東京都に検査能力の抜本的引上げを求める必要があるのではないかと、この話を聞いて思ったわけですけども、そこら辺について市の見解を1点伺いたいと思います。

それから同じく11ページのところで、月ごとに分からないということですが、1－3月の実績、まとめて分かるのであればそれぞれ伺います。

それから、13ページの食料支援のところで、緊急にパルスオキシメーターが欲しいというのは、やっぱり緊急な事態なんじゃないかというふうに思います。私たちは自宅療養者支援センターを設置することや、発熱外来に対して国の補助金がなくなったもとの、市としても支援金を出して発熱外来を増やす措置を取る必要があるんじゃないかって、求めてきてるわけですけども、こういう自宅療養者がどんどん増えているという実態から見て、必要なのではないかなと思うわけですけども、自宅療養者の実態と対応について市の見解を伺います。

○障害福祉課長（大法 努君） 補正予算書11ページ、検査日数の件についてでございます。こちらにつきましては、実際にこの検査を行ったという、PCR検査、それから抗原検査、割合を見ますと、抗原検査を実施されてる事業所が多いということ把握してございます。その間、適宜、抗原検査というものを選択されてる事業所も多いのかなというふうに推測をしているところでございます。

それから、月ごとの実績数については、把握は現在のところしていないという状況でございます。予算の執行率というところでございますと12.6%というところで、今現状として我々のほうといたしましても、事業所の皆様方に周知をしてるところではございますが、皆様方の事業所の現状に応じて活用いただいている状況かなというふうに認識しております。

以上でございます。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 補正予算書13ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございます。感染症による自宅療養者の方々への支援や対応につきましては、保健所が行うこととなっており、東京都では自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）を開設しております。市といたしましては、東京都保健所と情報連携を図りながら、引き続き自宅療養者への支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第33号議案 専決処分承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

---

### 日程第12 第34号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第12 第34号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、  
本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第34号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一  
部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等を踏まえ、  
非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するほか、所要の改正を行うものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第2条第1号は、非常勤職員の育児休業の承認について定めた規定であります。在職期間を1年以上とする  
要件を削除するものであります。

第7条は、非常勤職員の部分休業の承認について定めた規定であります。育児休業と同様に、在職期間の  
要件を削除するものであります。

第11条は、職員から、妊娠又は出産等の申出があった場合における措置等を定める規定を追加するものであ  
ります。

第1項は、任命権者は、職員から当該職員又はその配偶者が妊娠又は出産等の申出を受けたときは、当該職  
員に、育児休業に関する制度等を個別に周知するとともに、意向を確認するための面談等の措置を講じなけれ  
ばならないとするものであります。

第2項は、職員が前項の規定による申出を理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないよう  
にしなければならないとするものであります。

第12条は、勤務環境の整備に関する措置を定める規定を追加するものであります。

育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、育児休業に係る研修や相談体制の整備、勤務環境  
の整備に関する措置を講ずるとの規定を追加するものであります。

また、第11条及び第12条を追加したことに伴い、現行の第11条を第13条へ繰り下げるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第34号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時24分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第13 第35号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第13 第35号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第35号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和4年度の予算執行が始まって間もない時期ではありますが、新型コロナウイルス感染症への対応と少子

高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士等の処遇改善に係る経費、新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種等に係る経費、キャッシュレス決済を活用した消費活性化事業に係る経費、国の補正予算及び予備費を活用した給付に係る経費の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億756万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ340億9,642万3,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第15款の国庫支出金は8億5,079万円の増額で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金の計上等であります。

第16款の都支出金は4,167万円の増額で、区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金の増額等であります。

第19款の繰入金は1億1,110万2,000円の増額で、財政調整基金とりくずしの増額であります。

第21款の諸収入は400万円の増額で、自治総合センターコミュニティ助成金の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は2,064万1,000円の増額で、社会保障・税番号制度推進事業費や市民会館運営費の増額等であります。

第3款の民生費は5億3,047万2,000円の増額で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費や、子育て世帯生活支援特別給付金事業費の計上等であります。

第4款の衛生費は2億6,358万円の増額で、予防事業費及び新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額であります。

第7款の商工費は1億5,071万円の増額で、商工振興対策事業費の増額及び新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上であります。

第10款の教育費は4,215万9,000円の増額で、小学校環境整備事業費及び体育施設運営費の増額等であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしく御願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長(神山 尚君) それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

初めに、歳入につきまして御説明申し上げます。

15款国庫支出金は8億5,079万円の増額であります。



1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金、1 節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は1億5,768万6,000円の増額であります。4 回目のワクチン接種等に係る国庫負担金の増額であります。

2 項国庫補助金は6億9,310万4,000円の増額であります。

1 目総務費国庫補助金は1億917万7,000円の増額であります。

1 節総務管理費補助金は658万2,000円の増額であります。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は39万6,000円の計上ですが、戸籍事務へのマイナンバーシステム制度導入に係る国庫補助金の計上であります。

マイナポイント事業費補助金は618万6,000円の増額ですが、国のマイナポイント第2弾に係る国庫補助金の増額であります。

3 節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は1億259万5,000円の増額ですが、令和3年度の国の補正予算に係る交付金の未計上分を増額するものであります。

2 目民生費国庫補助金は5億2,025万8,000円の増額であります。

1 節社会福祉費補助金は3億18万円の増額であります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金は3,018万円の計上、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金は2億7,000万円の計上ですが、令和4年度に新たに住民税が非課税となった世帯等に対し、1世帯当たり10万円を給付することに係る国庫補助金の計上であります。

2 節児童福祉費補助金は2億1,511万9,000円の増額であります。

子育て支援課の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金は1,876万7,000円の計上、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金は1億5,000万円の計上ですが、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円を給付することに係る国庫補助金の計上であります。

保育課の保育士等処遇改善臨時特例交付金は4,635万2,000円の計上ですが、保育士等の処遇改善に係る国庫補助金の計上であります。

3 節生活保護費補助金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事務費補助金は495万9,000円の増額ですが、申請期限延長等に伴う国庫補助金の増額であります。

3 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金は6,366万9,000円の増額であります。

特定感染症検査等事業費補助金は58万2,000円の増額ですが、風しん（第5期）の予防接種の再勧奨に係る国庫補助金の増額であります。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は6,308万7,000円の増額ですが、4 回目のワクチン接種等に係る国庫補助金の増額であります。

7 ページをお開きください。

16 款都支出金は4,167万円の増額であります。

2 項都補助金は3,887万円の増額であります。

2 目民生費都補助金、2 節児童福祉費補助金は451万1,000円の増額であります。

利用者支援体制強化事業補助金は155万2,000円の計上ですが、保育コンシェルジュ配置事業に係る都補助金の計上であります。

新型コロナウイルス感染症による保育施設等の臨時休園等に対する支援事業補助金は295万9,000円の計上で

ありますが、認証保育所の臨時休園等に係る都補助金の計上であります。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は2,556万2,000円の増額であります。

区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金は2,303万7,000円の増額であります。在宅療養者への食料品等の配送事業に係る都補助金の増額であります。

高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業補助金は252万5,000円の計上ですが、ワクチンの定期接種における自己負担分の軽減に係る都補助金の計上であります。

8目教育費都補助金、1節教育総務費補助金は879万7,000円の増額であります。

スクールソーシャルワーカー活用事業補助金は615万3,000円の増額ですが、スクールソーシャルワーカーの追加配置に係る都補助金の増額であります。

学力格差解消推進校事業補助金は40万円の計上ですが、第三中学校が東京都の指定を受けたことに伴う都補助金の計上であります。

学校マネジメント強化モデル事業補助金は224万4,000円の増額ですが、副校長補佐の追加配置に係る都補助金の増額であります。

3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は280万円の増額ですが、体育健康教育推進校設置事業委託金等の計上であります。

9ページをお開きください。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は1億1,110万2,000円の増額であります。

補正予算（第2号）の財源調整として、財政調整基金とりくずしを増額するものであります。

11ページをお開きください。

21款諸収入、5項1目1節雑入は400万円の増額であります。

産業振興課の自治総合センターコミュニティ助成金は200万円の計上ですが、活気ある商店街づくり事業に係る助成金であります。

地域振興課の自治総合センターコミュニティ助成金は200万円の計上ですが、自治会のコミュニティ活動で使用します備品の購入に係る助成金であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は10億756万2,000円の増額で、補正後の予算額は340億9,642万3,000円となるものであります。

13ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費は2,064万1,000円の増額であります。

6目財産管理費は150万円の増額であります。

1の庁舎管理費は14万3,000円の増額ですが、老朽化に伴う現業棟の冷暖房機購入費の計上ではありません。

3の財産管理事務費は135万7,000円の増額ですが、道路交通法施行規則の改正に伴い義務化される飲酒検査に係るアルコール検知器の購入等に伴う消耗品費の増額であります。

10目電算管理費、2の社会保障・税番号制度推進事業費は618万6,000円の増額ですが、マイナポイント第2弾の事業期間の確定に伴うマイナポイント予約・申込支援業務委託料の増額であります。

11目文化振興費、1の市民会館運営費は365万2,000円の増額ですが、照明のLED化に係る市民会館

照明設備等改修工事実施設計委託料の計上であります。

12目地域振興費、1の市民協働事業費は202万9,000円の増額であります。自治会用備品購入費の計上等であります。

15ページをお開きください。

13目市民センター費は206万7,000円の増額であります。

5の上北台市民センター管理費は193万6,000円の増額であります。受水槽の老朽化に伴う上北台市民センター直結給水化改修工事費の計上であります。

11の仲原地区集会所管理費は13万1,000円の増額であります。案内看板の老朽化に伴う施設修繕料の増額であります。

15目諸費は520万7,000円の増額で、2の総務関係返還金も同額の計上であります。蔵敷一丁目で発生した土砂災害の復旧に係る法面補強等工事に対する東京都補助金の精算に伴う総務関係返還金の計上であります。

17ページをお開きください。

3款民生費は5億3,047万2,000円の増額であります。

1項社会福祉費は3億32万7,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費、20の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費は3億18万円の計上ですが、令和4年度に新たに住民税が非課税となった世帯等に対し、1世帯当たり10万円を給付するための経費を計上するものであります。

4目障害者福祉費、1の障害福祉管理事務費は14万7,000円の増額であります。会計年度任用職員に係る費用弁償の増額であります。

2項児童福祉費は2億2,518万6,000円の増額であります。

1目児童福祉総務費は1億6,876万7,000円の増額で、10の子育て世帯生活支援特別給付金事業費も同額の計上ですが、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、児童1人当たり一律5万円を給付するための経費を計上するものであります。

19ページをお開きください。

2目児童措置費は4,627万9,000円の増額であります。

9の保育士確保支援事業費は4,036万円の増額であります。保育士等の処遇改善に係る保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の計上であります。

10の新型コロナウイルス感染症対策事業費は591万9,000円の計上ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による認証保育所の臨時休園等に対する支援事業補助金の計上であります。

3目市立保育園費、2の狭山保育園運営費は12万1,000円の増額であります。老朽化に伴う冷暖房機購入費の計上であります。

21ページをお開きください。

4目子育て支援費、1の子ども家庭支援センター運営費は155万6,000円の増額であります。老朽化に伴う火災受信機の更新に係る施設修繕料の増額や、乳幼児用プール購入費等の計上であります。

7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は796万円の増額であります。放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金の計上であります。

8目心身障害児通所施設費、2のやまとあけぼの学園運営費は50万3,000円の増額であります。老朽化に

伴う冷暖房機購入費の計上であります。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、4の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費は495万9,000円の増額であります。申請期限の延長等に伴う消耗品費及び生活困窮者自立支援業務委託料等の増額であります。

23ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は2億6,358万円の増額であります。

1の予防事業費は1,977万円の増額であります。ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンの任意接種に係る予防接種費助成金及び風しん第5期の再勧奨に係る印刷製本費等の増額であります。

4の新型コロナウイルス感染症対策事業費は2億4,381万円の増額であります。4回目の新型コロナウイルスワクチン接種等に係る経費のほか、自宅療養者等への食料品等の配送事業に係る経費の増額であります。

27ページをお開きください。

7款1項商工費、2目商工振興費は1億5,071万円の増額であります。

1の商工振興対策事業費は82万8,000円の増額であります。活気ある商店街づくり事業において規模を拡大することに伴う商店街活性化創業施設運営等応援補助金の増額であります。

5の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1億4,988万2,000円の計上であります。キャッシュレス決済を利用した消費活性化事業委託料の計上であります。

29ページをお開きください。

10款教育費は4,215万9,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は978万6,000円の増額であります。

8の教育指導管理事務費は252万2,000円の増額であります。東京都のモデル事業である副校長補佐について、第六小学校に追加配置することに伴う会計年度任用職員報酬等の増額及び第十小学校が安全教育推進校の指定を受けたことに伴う補助金の計上であります。

11の学校行事・部活動等運営支援事業費は352万4,000円の増額であります。市がTokyoスポーツライフ推進事業の指定地区に選定されたことに伴う講師謝礼及び第一小学校と第四中学校が体育健康教育推進校の指定を受けたことに伴う補助金の計上等であります。

13の教育センター運営費は334万円の増額であります。東京都の強化モデル事業の実施に伴いスクールソーシャルワーカーを追加配置することに伴う会計年度任用職員報酬等の増額であります。

31ページをお開きください。

15の学力・授業力向上推進事業費は40万円の増額であります。学力格差解消推進校として第三中学校が東京都の指定を受けたことに伴う補助金の計上であります。

2項小学校費、1目学校管理費、2の小学校環境整備事業費は990万円の増額であります。老朽化に伴う第九小学校体育館屋根防水改修工事費の計上であります。

4項社会教育費は847万7,000円の増額であります。

2目公民館費、3の狭山公民館事業費は391万2,000円の増額であります。冷暖房機防音対策等工事費の計上であります。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は33万8,000円の増額であります。非常用照明設備の更新に係る施設修繕料及び清原図書館の電動式移動書庫のセンサーの更新等に伴う備品修繕料の増額であります。

33ページをお開きください。

4目郷土博物館費、1の郷土博物館管理費は422万7,000円の増額であります。会計年度任用職員報酬等の増額及び郷土博物館照明のLED化に係る実施設計委託料の計上であります。

5項保健体育費は1,399万6,000円の増額であります。

2目体育施設費、1の体育施設運営費は1,308万6,000円の増額であります。市民体育館照明のLED化に係る実施設計委託料及び桜が丘市民広場防球ネットかさ上げに係る改修工事費の計上であります。

3目学校給食費、2の学校給食センター運営費は91万円の増額であります。老朽化に伴う牛乳保冷库購入費の計上であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は10億756万2,000円の増額で、補正後の予算額は340億9,642万3,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を伺います。

○19番（中間建二君） では、何点かお伺ひいたします。

補正予算書、6ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。国の原油価格、物価高騰等、総合緊急対策として、本交付金で新たにコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分が創設されております。当市におけるこの金額と活用方法、また対応の時期等について、現段階で分かる範囲で御説明をいただきたいと思ひます。

続いて、18ページの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費であります。新たに対象となる世帯はどのくらいを見込んでいるのか。プッシュ型での申請手続を行うということで理解しておりますが、申請から給付までどのような流れになるのか、最短でいつ頃から給付できる見込みなのか。

また令和2年度の住民税非課税世帯への給付の現状はどこまで進んでいるのか、また未申請世帯に対しての再度のアプローチはどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

同じく18ページの子育て世帯生活支援特別給付金事業費であります。対象世帯の見込みはどうなっているのか。また、同じくプッシュ型で申請手続を行う場合に、申請から給付までどのような流れになるのか、最短でいつ頃から給付できる見込みなのか、お尋ねいたします。

20ページの保育士確保支援事業費であります。保育士の処遇改善については、政府の方針で既に本年2月分から保育士の給与が増額されてるというふうに認識しておりますが、今回の補正予算は何月分の対応になるのか。また、来年度以降は同様の予算措置がとられるのか。また、この予算が適正に保育士の給与に反映されるよう、どのようなチェックを行っているのか、お尋ねをいたします。

次に、22ページの学童保育所運営費であります。保育士と同様に、この放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金でありますけれども、保育士と同様の処遇改善がなされるというふうに受け止めておりますが、同様に何月分の財源となるのか、また来年度以降はどのような対応になる見込みなのか、お尋ねをいたします。

24ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費であります。高齢者や基礎疾患のある方への4回目の接種、また5歳から11歳までの1、2回目の接種、12歳から17歳までの3回目の接種等、3種類の接種を行うことになると思ひますが、それぞれ接種するワクチンはどのような形になるのか、また集団接種や個別接種の立て分け等はどのような形で進めていく予定なのか、お尋ねをいたします。

最後に、28ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費ではありますが、消費活性化事業委託料について、本年4月に行った7回目の事業において不足分が生じたということで理解をしておりますが、6回目までの事業と比較してどのような状況であったのか。また、7回目の事業は地域経済の活性化にどのような効果があったのか。また、8回目については、いつどのような内容で行うことになるのかお尋ねをいたします。

以上です。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 補正予算書6ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の新たな区分として、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分についてでございますが、当市の限度額につきましては、約2億4,000万円ということで示されているところでございます。

活用の方法としましては、国から活用事例としまして、学校給食費等の負担軽減や、事業者に対する燃料費の高騰の負担軽減など、様々な具体例が示されておりますので、この活用例を参考にしていきたいと考えております。対応の時期につきましては、現在、全庁的な調整を進めているところでございますが、1日でも早く市民の皆様、また事業者の皆様の方々のために活用できるよう、本議会、最終日に補正予算案として提案できるよう、調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**福祉推進課長（山田茂人君）** 補正予算書18ページ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費につきまして、3点の御質疑をいただきました。

まず第1点目の新たに対象となる世帯につきましては、2,700世帯を対象と見込んでおります。内訳といたしましては、非課税世帯2,600世帯と家計急変世帯100世帯を対象と見込んでおります。

次に、第2点目の住民税非課税世帯における受給対象世帯のうち、プッシュ型の申請手続となる方につきましては、事前に市側で支給対象者を確認いたしまして、6月下旬以降に対象者に対しまして確認書を郵送する予定でございます。この確認書の内容で同意していただいた場合、市役所に確認書が返送されてから、おおむね20日間で指定の口座に振り込む予定でございます。最短で7月中旬に給付する見込みでございます。

次に、第3点目の現在までの受給状況についてでございます。住民税非課税世帯への給付につきましては、令和4年1月31日に初回の給付を行ってから、毎週申請に応じて順次給付を行っております。令和4年5月25日現在、非課税世帯8,751件の申請がございまして、この申請件数は確認書発送数に対して約94.5%の申請数でございまして、現在、申請に対して99.7%の件数が既に給付済みとなっております。

また、家計急変世帯等につきましては、令和4年5月25日現在、71件が給付となっております。未申請世帯に対しましては、数度にわたる勧奨通知を発送いたしまして、申請いただくための取組を行ったところであります。

以上でございます。

○**子育て支援課長（新海隆弘君）** 補正予算書18ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業費の件でございますが、対象世帯の見込みは1,650世帯、児童数で申し上げますと3,000人を見込んでおります。

次に、プッシュ型の支給についてでございますが、プッシュ型で支給する対象者のうち、令和4年4月分の児童扶養手当受給者につきましては、対象者へ通知を発送し、受給拒否届で受付期間を経た後、特に受給拒否がない方について支給決定し、振り込み手続を行います。給付時期は6月末を予定しております。

令和4年度分の住民税均等割非課税の子育て世帯で、プッシュ型で支給する対象者につきましては、令和4年度分の課税状況確認後、対象者を抽出し、通知発送、受給拒否届出期間を経ての支給決定となりますので、

給付時期は7月上旬を予定しております。

以上です。

- 保育課長（関田孝志君）** 補正予算書20ページ、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金についてであります。保育士、幼稚園教諭等につきましては、令和4年4月分から9月分を今回の補正予算に計上させていただきました。10月分以降につきましては、公定価格に算入される予定となっております。

給与の反映につきましては、実績報告書はこれからになりますが、補助金の申請時に提出いただきました計画書を確認いたしますと、実施方法はそれぞれの法人によって異なりますが、常勤職員は8,600円から9,000円を一律上乘せする方法や、非常勤職員は時間単価を3%を賃上げするなど、国が示しましたおおむね3%、月額9,000円程度の改善がなされていることを確認してございます。

以上でございます。

- 青少年課長（石川博隆君）** 補正予算書22ページ、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金についてでございますが、国の要綱によりますと、本補助事業の実施期間は、令和4年2月から9月までの間となっておりますが、令和4年10月以降も賃金改善の水準を維持することが、この事業の要件とされておりますことから、学童保育所の指導員等の令和4年の4月から令和5年3月分までの1年間、12か月分の処遇改善分として計上してございます。

また来年度以降につきましては、現時点では国からの通知は特にございませんが、市としましては業務委託契約を行う際に、この処遇改善分も含めた形で委託料を算定するという形にしておりまして、その相当額を当初予算案に計上する予定で考えているところでございます。

以上です。

- 新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君）** 補正予算書24ページ、新型コロナウイルス感染症対策費におけるワクチン接種に関してでございます。5歳から11歳までの1、2回目の接種につきましては、集団接種、個別接種とも小児ファイザーワクチンを使用しております。12歳から17歳までの3回目の追加接種につきましては、集団接種、個別接種ともファイザーワクチンを使用いたします。18歳以上の方の3回目、60歳以上の方、及び18歳以上で基礎疾患等のある方などの4回目の接種につきましては、市の集団接種では武田／モデルナワクチン、個別接種につきましてはファイザーワクチンということで、現状も変わらない形で考えてございます。集団接種につきましては、接種対象ごとに実施日や時間帯、こちらのほう区分をいたしまして、円滑に実施できるよう準備を今進めているところでございます。また接種方法などを含めたワクチン接種につきましては、今後も国の方針や東京都の取組状況を確認いたしまして、市民の皆様へ安全かつ円滑に実施できるよう、東大和市医師会や関係機関と丁寧な協議を重ね、今後も適切に進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

- 産業振興課長（佐伯芳幸君）** 補正予算書28ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費における消費活性化事業委託についての御質疑でございます。

1点目の令和4年4月に実施いたしました消費活性化事業、P a y P a yキャンペーンの7回目と、2月に実施した6回目までの事業の比較につきましては、4月に実施した第7回は登録店舗数が過去最大の474店舗、決済額は約4億3,210万円、30%付与額は約1億1,641万円、東京都内では唯一の実施自治体となりました。令和2年9月の第1回と比較いたしましても、登録店舗数では177店舗の増、決済額で約3億4,625万円の増、付与額で約9,663万円の増となっております。

2点目、7回目の事業実施に伴う地域経済の活性化への効果についてであります。市内事業者からは店舗のキャッシュレス決済の導入促進が図られたこと、小売・飲食サービス業において売上げが増加したこと、顧客獲得効果があったことを聞いております。また、商工会が行いました事業者に対するアンケートによりますと、入金や出金のレジの簡略化につながったこと、お客様が店舗で購入する単価が増加したこと、来店客の増加につながったなどの声を受けております。

3点目の消費活性化事業委託料、P a y P a y事業の第8回目の実施につきましては、実施月は12月、30%還元、一月当たりの上限額6,000円、1決済当たりの上限3,000円を予定しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 5点ほど伺います。

1つは、34ページ、体育施設運営費ですけれども、桜が丘市民広場の防球ネットのかさ上げについては、平成28年9月の決算特別委員会以来、取り上げてきましたけれども、桜街道側に高さ8メートルのまま残されている部分があるということです。この間では、平成27年と平成30年に8メートルの防球ネットの上からボールが外に飛び出して、1度は車のボンネットに当たったということが議会で明らかになりました。重大な事故になりかねない事態だったと思います。今回の防球ネットかさ上げ工事の概要と、近年把握しているところで、ボールが外に飛び出すような事例があったのであれば、教えていただきたいと思っております。

それから、14ページ、34ページ、市民会館、郷土博物館、市民体育館等の照明のLED化については評価します。国や東京都の財源措置は見込めないのか、それとも工事に至った段階で設計も含めて財源措置があるのか伺います。

それから、17ページの社会福祉費ですけれども、コロナ危機の長期化で、障害者福祉施設や介護施設等がやはり大変苦勞されてると。伺ったところでは障害者施設で、1日の工賃、700円で運営してたけれども、600円に下げざるを得なかったという話も伺いました。また物価の急上昇にも襲われているということで、市が一昨年支給した介護施設や障害者施設に対する応援給付金、今やはり必要ではないかと思っておりますけれども、伺います。

それから、27ページ、商工振興費、この間の物価の急上昇で経営大変になってると。お風呂屋さんなども水道光熱費の急上昇で、経費は急増しているけれども、入浴料を上げられないので大変という話も伺います。全体として諸物価がどんどん上がるということで、こうした物価急騰に対する支援について、キャッシュレス決済だけでは不十分ではないかと、市としてどのような支援が考えられるのか伺います。

33ページ、学校給食費ですけれども、給食の食材費は保護者負担ということになってはいますが、この間の食料品等の値上がりで、子供の健康と栄養が守れるのか不安があります。御苦勞されていると思っておりますが、現状を伺います。

子供の健康と栄養を守るために、給食費の値上げではなくて、現下の物価急騰対策として、市が食材費を補助するような施策も必要になるんじゃないかと思っておりますが、伺います。

○生涯学習課長（高田匡章君） 補正予算書、まず34ページ、体育施設運営費、14節桜が丘市民広場防球ネット改修工事費、防球ネットのかさ上げ工事の概要と、近年把握しているボールが飛び出してしまった事例についてであります。

初めに、工事の概要であります。桜が丘市民広場の北側、桜街道側でありますけれども、中央部から給食センター方向にかけて、幅60メートル程度、防球ネットの高さが8メートル程度の箇所がございます。ボールが飛び出す事例が発生しておりますことから、他の箇所と同様、高さ12メートルまで、かさ上げを行うもの



であります。

次に、近年、ボールが飛び出した事例についてであります。給食センターの敷地に入ってしまったといったような事例もございますけれども、桜街道側にボールが飛び出てしまった事例といたしましては、令和2年8月、それから令和3年4月、令和4年は3月と4月ですね。高さ8メートルの防球ネットの上から、ボールが飛び出てしまったということで報告を受けているところであります。

いずれの事案も、沿道を通行人、それから自動車への接触がなかった旨、報告を受けているところではございますけれども、広場を適切に管理し、安全の確保を図るため、一部ネットの低い部分のかさ上げを実施するものであります。

続きまして、補正予算書14ページ、市民会館運営費ですね。12節市民会館照明設備等改修工事实施設計委託料。同様でありますけれども、補正予算書34ページですね、博物館と市民体育館に同様の予算が計上してあります。こちらは市民会館、それから博物館、市民会館を照明について、LED化をするための実施設計委託料でございますけれども、工事費につきましては、現時点で見込みます財源といたしましては、公共施設等適正管理推進事業債、こういった起債を見込むものであります。

以上でございます。

○**地域福祉部長（吉沢寿子君）** 補正予算書、17ページの介護事業者や障害事業者への給付金の関係の御質疑でございます。障害のほうの事業者からは、今回の新型コロナの感染の拡大による影響により、事業収入の減という影響があるといった声も聞いておりますことから、市といたしましては、先ほどほかの議員の御質疑で財政課長が御答弁をいたしましたけれども、国から示されております様々な活用例などを踏まえつつ、本市の実情に応じた必要な施策などにつきまして、全庁的に調整を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 補正予算書、17ページの社会福祉費、障害者福祉費、また27ページの商工振興費、また33ページの学校給食費の関係で、先ほど他の議員の御質疑で御答弁申し上げましたが、地方創生の臨時交付金、新たな枠がありました原油価格、物価高騰対応分の対応ということも含めまして、お答えをさせていただきたいと存じます。

こちら交付金の活用につきましては、国のほうから多数の参考例が示されているところでございます。交付金の活用につきましては繰り返しになりますが、本議会の最終日に議案——補正予算案として提案できるよう、現在対応を図っているところでございます。こちらの調整につきましては、現在、全庁的な調整を進めている段階でございますので、議員から御質疑いただきました内容につきましても、併せて調整中というところでございます。

以上でございます。

○**教育総務課長（斎藤謙二郎君）** 補正予算書33ページ、学校給食費についてでございますが、このたびの物価高騰に伴い給食食材価格も高騰している状態にございます。現在は比較的価格が安定している食材での給食とするなど、献立の工夫等により子供たちに必要な栄養価の確保に努めているところでございます。また補助の関係につきましては、今財政課長からお話がありましたとおり、活用につきまして検討している状態でございます。

以上でございます。

○**議長（関田正民君）** 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔19番 中間建二君 登壇〕

○19番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。私は公明党を代表して、令和4年度東大和市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論を行います。

当市においては、尾崎市長のリーダーシップのもとで、市政のあらゆる現場において、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組まれております。御尽力をいただいております関係者の皆様に、心から敬意を表し感謝を申し上げます。

2年半に及ぶコロナ禍への対応に加えて、ロシアによるウクライナ侵略が、世界的な原油高や食料品等の物価の高騰を招き、市民生活に長期的な影響が及ぶことが懸念をされております。本補正予算におきましては、本年4月に政府が決定した緊急経済対策に盛り込まれた低所得の子育て世帯に対する5万円の生活支援特別給付金、昨年度に引き続き新たに住民税非課税世帯となられた世帯への10万円給付が計上されております。先ほどの質疑で御説明いただきましたが、プッシュ型で給付されることで、支援が必要な御家庭に迅速にお届けできるよう御努力いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

保育士確保支援事業費、学童保育所運営費では、それぞれ市内の施設で従事する保育士、放課後児童支援員に対して、月額9,000円程度の処遇改善が図られるとの御説明でありました。コロナ禍の中で御苦労いただいております保育士等の方々を励まし、また御苦労に報いるものと高く評価いたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業費においては、感染者、濃厚接触者への食料品等の支援について多くの感謝の声が寄せられております。また、これまで御努力いただいておりますワクチン接種の効果で、当市における感染者数も減少傾向が続いております。一方、若年世代への感染拡大が懸念されることから、引き続きワクチン接種を希望される方が、安全かつ迅速に接種ができますよう推進をお願いいたします。

商工振興対策事業費では、本年4月に実施した7回目のPay Payポイント還元事業では、消費者はもとより市内小売店等の事業者の評価は非常に高く、東大和といえばPay Payと言われるほど、市の内外に大きな反響を呼んでおります。引き続き国や東京都の動向を注視しつつ、財源確保ができる限り、事業実施に取り組まれることを期待いたします。

最後になりますが、昨日、国会で成立した補正予算におきましては、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が増額されており、先ほど御説明いただきましたが、当市においても2億4,000万円が見込めるとのことでありました。国における補正予算の編成及び地方創生臨時交付金の増額は、目下の物価高騰に対応した緊急措置として公明党が強く求めてきたものであります。定例会最終日に向けて、広く市民生活を支える事業に充当される補正予算の編成に取り組まれることを求め、公明党を代表しての賛成討論といたします。

[19番 中間建二君 降壇]

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番(尾崎利一君) 第35号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算(第2号)に、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

補正予算(第2号)では、新型コロナ対策については、やはり国と東京都の財源によるものですが、保育士等の処遇改善、4回目のワクチン接種等、キャッシュレス決済を活用した消費活性化事業、生活困窮者自立支援、低所得の子育て世帯への給付金、住民税非課税世帯等への給付金などです。また、九小体育館等の改修工事等も計上されました。個人情報流出をおそれる国民が多く、普及の遅れているマイナンバーカードを推進するなどという賛同できない事業も含まれていますが、基本的には必要な事業が計上されており賛成です。

また桜が丘市民広場の防球ネットのかさ上げは、実際にサッカーボール等がネットを越えて走行していた車のボンネットに当たるなど、重大事故につながりかねないとして、平成28年9月決算特別委員会以来、繰り返し要求してきたものです。必要なものであり評価します。

さらに令和4年度、1回目の国のコロナ交付金の限度額が示され、東大和市分として約2億4,000万円については、補正予算を追加議案として最終日に間に合わせたいとのことです。コロナ危機、ウクライナ危機に加えて、アベノミクスの異常な金融緩和策によって物価が急騰しており、緊急の対策が必要です。

日本共産党は、コロナ融資を受けているという条件を外して、売上げが落ち込んでいる事業者に広く給付金を届けるよう要求してきましたが、お風呂屋さんをはじめ、燃料費や材料費などの急騰で営業が大変になっているとの切実な声が聞こえます。また介護施設や障害者施設への給付も求めてきましたが、やはりコロナで出店などの収入機会が減り、1日の工賃が700円から600円に減少という障害者施設の方の声も届いています。食料品も急騰しており、食材費は保護者負担とされている学校給食については、子供たちの健康と栄養が保てるのかという危惧の声も聞かれます。コロナ交付金をフル活用して、必要な対策を打つよう求めます。

全国のコロナ感染死者は、2021年に1万4,901人でしたが、今年1月から3月で9,731人と、ワクチン接種の遅れが犠牲者を大きく増やしていると思われます。昨年、医療にかかれず自宅で多くの方々が死亡して大問題になった8月の死亡者が874人でした。今年4月が1,447人、5月も相当数に上ると見込まれます。命を守る対策の拡充が求められています。暮らしの面でも、先ほど述べたような状況の下で、新宿で食料支援を実施している団体によると、その支援数は月を追うごとに増加の一途となっています。コロナ危機の長期化で雇用と営業、暮らしの厳しさが増大していることは明らかです。

日本共産党市議団は、コロナ危機という災害に対して、交付金の範囲内だけでなく、一時的に市の貯金を取り崩してでも、命と暮らしを守る対策を一貫して求めるとともに、令和4年度予算に対する組替え動議を提出し、命と暮らしを守る提案を具体的に行いました。コロナ危機という災害から命と暮らしを守る単年度の施策として、自宅療養者支援センターの開設、発熱外来支援金、エッセンシャルワーカーへの慰労金、大学生等への一時奨学金、中小企業者応援金、介護・障害事業者助成金などです。

さらに市民に寄り添った恒常策として、国保税値上げ中止・引下げ、家庭ごみ有料袋値下げ、18歳までの医療費完全無料化、ちょこバス運賃引下げ・シルバーパス適用、幼保無償化に伴う副食費の無償化、補聴器補助制度創設、廃止・縮小した市民サービスの復活などです。東大和市がコロナ危機、ウクライナ危機、アベノミクスの失敗が大きな要因ともなっている物価急騰の下で、市民の命と暮らしを守るために、さらなる施策の拡充を図ることを求めて、賛成討論とします。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第35号議案 令和4年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第14 第36号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第14 第36号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第36号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ特例減免を実施することに伴いまして、歳入予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入予算の補正で、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表歳入予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入予算補正であります。

1の歳入であります。

第1款の保険料は250万円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響による特例減免に伴います第1号被保険者保険料の減額であります。

第4款の国庫支出金は50万円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響による特例減免に対する調整交付金の増額であります。

第9款の繰入金金は200万円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響による特例減免に対する介護給付費等準備基金繰入金金の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 5ページの介護保険料ですけれども、コロナ減免に基づく保険料減額ということだと思いますが、令和2年度の実績、人数、額、令和3年度の実績見込み、令和4年度のこの予算で何人分を見込ん

でいるのか伺います。

それから、7ページの国庫支出金で、このコロナ減免について、国等の財源措置がどうなっているのか伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 御質疑、2点いただきました。

まず1点目の補正予算書5ページ、第1号被保険者保険料の減額についてでございますが、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対する減免措置をするものでございます。過去の実績といたしましては、令和2年度は125人に対し750万円の減免を行いました。また令和3年度は45人に対し、約200万円の減免を行いました。令和4年度は、およそ40人を見込んでおります。

2点目の補正予算書8ページ、国の調整交付金についてでございますが、保険料減免額の総額の10分の4相当額が補助される見込みでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第36号議案 令和4年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第15 第37号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第15 第37号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第37号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和4年度の予算執行が始まって間もない時期ではありますが、下水道施設の老朽化の対策として実施している公共下水道ストックマネジメント事業の管渠改築工事に当たり、建設改良費の増額につきまして、収入支出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、総則で、令和4年度東大和市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条は、資本的収入及び支出の補正で、令和4年度東大和市下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のように補正するものであります。

収入であります、第1款資本的収入は700万円の増額であります。

第1項企業債は700万円の増額で、下水道施設の老朽化対策として実施している公共下水道ストックマネジメント事業の管渠改築工事に係る経費の増額に伴う企業債の増額であります。

支出であります、第1款資本的支出は700万円の増額であります。

第1項建設改良費は700万円の増額で、公共下水道ストックマネジメント事業として実施する管渠改築工事に当たり、支障となる水道・ガス管移転補償費の増額であります。

第3条は企業債の補正で、予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改めるものであります。

下の表を御覧ください。

公共下水道建設事業の借入れの限度額を1億610万円から1億1,310万円に増額するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

以上であります、予算に関する説明書及び予算に関する説明資料の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○16番（荒幡伸一君） それでは、1点だけ質疑をさせていただきます。

補正予算書の16ページ、水道・ガス管移設補償費増額に関してですけれども、こちらの事業内容の詳細についてお伺いできればと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 予算書16ページの水道・ガス管移設補償費の詳細な状況でございますけれども、湖畔2丁目の西武団地内におきまして、公共下水道ストックマネジメント事業として実施している管渠改築工事につきまして、下水道管の布設替工事箇所においてですね、水道管が支障となる箇所がございました。このことから支障移設をするために、水道局に依頼するに当たりまして、予算に不足が見込まれることから、今回、予算の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第37号議案 令和4年度東大和市下水道事業会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第16 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第16 陳情の付託を行います。

5月26日、正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会及び議会運営委員会に審査を付託いたします。

---

○議長（関田正民君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。  
これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 0時27分 散会